

# 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

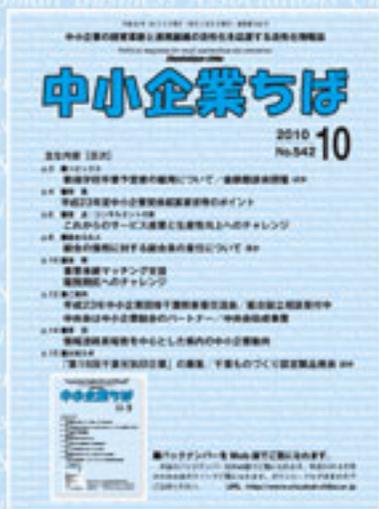
Chushokigyo-chiba

# 中小企業ちば

2010 11  
No.543

## 主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス  
千葉県へ発注増大の陳情、平成22年度中小企業団体交流大会開催 ほか
- p.4 ■特集  
「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」の基本的な考え方について
- p.6 ■視点：コンサルタントの目  
ロジカルシンキング考「社内のコミュニケーションを良くするために」
- p.8 ■組合Q&A  
組合事業の範囲について、加入金の性格と定款記載について ほか
- p.10 ■施策  
中小企業のIT利活用を応援「J-SaaS」について
- p.12 ■ご案内  
平成23年 中小企業団体千葉県新春交流会 参加者募集のお知らせ  
千葉県最低賃金改正のお知らせ
- p.14 ■景況  
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ  
「ワンストップ・サービス・デイ」の開催について ほか



## ■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 鶴田全中会長 大島経済産業大臣に要望

全国中央会は、10月7日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会とともに、「経済産業大臣と中小企業団体との懇談会」を都内で開催した。同懇談会では、大島章宏経済産業大臣に対し、各団体代表者が要望を行い、全国中央会の鶴田会長からは、以下の7項目について要望を行った。

- ①円高、デフレ脱却と新成長戦略実現に向けた経済対策の着実な実行
- ②中小企業憲章を踏まえた中小企業対策の拡充強化
- ③中小企業連携組織対策の強化
- ④中小企業に配慮した雇用対策の推進、中小企業の人材確保、育成支援の強化
- ⑤資金繰り対策等中小企業金融の拡充
- ⑥中小企業関係税制の充実、中小企業会計の新たな策定
- ⑦下請取引適正化、官公需適格組合をはじめ中小企業の受注機会の拡大

## 千葉県へ発注増大の陳情

千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新一郎）は、10月8日、千葉県商工労働部経済政策課等、県の関係方面に対し、

- ①官公需適格組合の積極的な活用を図ること
- ②地元中小企業と中小企業組合の活用促進に努めること
- ③少額随意契約の積極的な活用を努めること
- ④分離・分割発注の推進に努めること
- ⑤公共調達制度全体の見直しを行い、価格のみではなく、品質、地域貢献、雇用創出等を総合的に勘案し、受注者を決定する制度を導入すること
- ⑥ダンピング入札を排し、適正価格での発注に努めること

などについて陳情を行った。

## 平成22年度創業・連携推進事業 第2回創業・連携推進懇談会

本会は10月19日、茂原市内において「創業・連携推進懇談会」を開催した。（中小企業の組織化を促進すべく、長生夷隅地区の市町村、

商工会議所及び商工会の商工担当者に出席いただき、開催した。）

当日は、本会設立相談室より「中小企業者の創業・連携による地域振興」について説明を行った後、事例紹介として、（協）一宮スタンプ会の伊丹敏明理事長から「商売の活性化とスタンブ事業について」、横芝光町商工会の鈴木茂経営指導員（中小企業診断士）から「ひかり直販所企業組合の設立・事業概要と商工会の支援について」お話をいただいた。

その後、「地域振興としての資源活用とその取組みについて」をテーマに意見交換・懇談を行った。

## 平成22年度 中小企業団体交流大会開催

本会は千葉県異業種交流融合化協議会との共催により、10月20日、千葉市内において「中小企業団体交流大会」を開催した。

はじめに、株式会社ラインワークスの田村修二代表取締役から「中小企業における中国進出とその可能性と課題」と題する基調講演が行われ、続いて「挑戦する中小企業〜新事業分野への展開〜」をテーマに、パネルディスカッションを

行った。同ディスカッションでは、新たな事業展開により企業価値向上に取り組んでいる県内企業3社の代表と、(株)商工中金千葉支店の石黒支店長をお招きし、中小企業に現在求められている経営ビジョン、経営戦略についてお話をいただいた。

また、大会後には、千葉県異業種交流融合化協議会主催による全体交流会が行われた。

## 平成22年度 外国人研修・技能実習制度円滑化対策指導講習会開催

本会は10月21日、千葉市内において「外国人研修・技能実習制度円滑化対策指導講習会」を開催した。（本年7月1日に改正入管法が施行され、従来の在留資格「研修」から「技能実習」への移行により、職業紹介事業の追加のみならず大幅な事務手続きの変更が生じたことに伴い開催した。）

内容は以下の3部構成で、入管法改正に伴う具体的な対応策等についての講習を行った。

- ①「改正入管法について」・適正な技能実習生の受入について・（財）国際研修協力機構 出入国部 石田茂専門役
- ②「職業紹介事業における留意点

について」・職業紹介事業の許可・届出・（千葉労働局 職業安定部 加瀬洋需給調整指導官）

- ③「当該事業における運営における留意点について」・受入事業規約等について・（本会設立相談室）

## 平成22年度 第1回官公需問題懇談会開催

本会は10月26日、千葉市内において、「平成22年度第1回官公需問題懇談会」を開催した。

内容は、3つの講演の後、続いて「官公需発注機関の地元中小企業への活用について」というテーマにより、中小企業診断士の清水透先生を座長として、官公需の受注増大について意見交換が行われた。

なお、3つの講演の内容は以下のとおり。

- ①「中小企業の現状と官公需施策の活用について」（中小企業診断士 安藤孝先生）
- ②「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針について」（関東経済産業局中小企業課・長南恵理子下請係長）
- ③「千葉県における官公需施策について」（千葉県商工労働部経済政策課政策室・阿久津和司副主幹）

## 新成長戦略実現に向けた 3段階構えの経済対策 （円高、デフレへの緊急対応）

### I. 基本的な考え方

#### 1. 当面の目標と現状認識

##### 〔「デフレ脱却」が当面の目標〕

昨年来、日本経済はデフレが続  
き、元氣な日本の復活を阻害する  
大きな要因となっている。

本年6月に策定した「新成長戦  
略」においては、経済財政運営の  
基本方針として、2020年度ま  
での11年間をデフレ終結の前後で  
「フェーズI」と「フェーズII」の  
2つに分け、「デフレ清算期間」と  
した「フェーズI」では、需要面を  
中心とする政策により、日本経済  
を本格的な回復軌道に乗せ、でき  
るだけ早期にデフレを終結させる  
こととした。具体的には、2011  
年度中には消費者物価上昇率をプ  
ラスにし、速やかに安定的な物価  
上昇を目指すこととしている。

「デフレ脱却」が、政府における  
当面の経済財政運営の重要な目標  
である。

（円高や海外経済の減速等によ  
る景気の下振れリスク）

我が国経済は、アジアを中心と

した外需や「明日の安心と成長の  
ための緊急経済対策」（平成21年  
12月8日閣議決定）をはじめとす  
る政策の下支え効果等により、持  
ち直してきたものの、依然として  
厳しい状況にある。特に、新卒者・  
若年者の雇用状況は厳しく、また、  
多くの地域で厳しい雇用情勢が続  
くなど、デフレ終結に向けた経済  
の基盤はまだ脆弱である。

こうした中、内外金利差の縮小  
等から、円ドル・レートが8月に  
は1995年4月以来15年振りの  
水準を記録するなど急速な円高が  
進行している。円高には、輸入価  
格の低下による企業収益の増加要  
因となるほか、国内投資家・消費  
者の購買力の増加につながる等の  
メリットもある一方で、円高の進  
行・長期化は、外需の減少、設備  
投資や雇用の停滞、さらには企業  
の海外移転等を通じて、経済成長  
の下押し要因となる。また、海外  
経済は、減速懸念が強まっている。  
このような円高や海外経済の減速  
懸念等が我が国景気の大きな下振  
れリスクとなっている。

#### 2. 経済対策の基本的視点

上記の基本認識を踏まえ、今回  
の経済対策は、以下の3つの基本

的視点に立脚している。

##### 〔第1〕「時間軸」を考慮した、「3 段階構え」の対応（\*）

経済が自律的回復には至ってい  
ない中で円高等による景気下振れ  
リスクが強まっていることに対し  
ては、まずはスピードを重視して  
緊急的に対応し、その影響を最小  
限に食い止めることが重要である。

こうした緊急的な対応（ステッ  
プ1）に続き、今後の景気・雇用  
の動向を踏まえた機動的対応（ス  
テップ2）、平成23年度における新  
成長戦略の本格実施（ステップ3）  
により、時間軸を考慮した「3段  
構え」の政策展開を行い、デフレ  
脱却と、景気の自律的回復に向い  
た道筋を確かなものとしていく。

##### 〔第2〕「雇用」を機軸とした、経 済成長の実現

「雇用」を機軸とした経済成長  
を目指す。雇用が広がれば、所得  
が増え、消費を刺激し、経済が活  
性化する。こうした「好循環」を  
実現するため、予算・税制・企業  
社会システム全般にわたって、「雇  
用」の基盤づくりに全力を尽くす。

具体的には、①経済を成長させ  
て「雇用を創る」。例えば、介護・  
医療・保育、環境、観光など潜在

的な需要が大きい分野において、  
雇用創出を推進する。②円高等に  
よる国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇  
用を守る」。③求人ニーズの高い中  
小企業等とのマッチングを強化し、  
「雇用をつなぐ」。これらの取組に  
より、国民全てが意欲と能力に応  
じて働ける社会の実現を目指す。

##### 〔第3〕「財政」と「規制・制度改革」 の両面の取組

経済対策の推進にあたっては、経  
済成長の障害を除去するため、  
予算や税制といった財政措置だけ  
でなく、財源を使わない規制・制  
度改革との両輪により取り組む。

このため、まずは、「日本を元氣  
にする規制改革100」として、  
既定の改革の前倒しを含め都市再  
生・住宅投資の加速化、環境・エ  
ネルギー技術の投資・利用促進、  
医療・介護分野での需要・雇用創出、  
観光振興をはじめとした地域活性  
化、及び国を開く経済戦略の5分  
野を中心に、需要・雇用創出効果  
の高い規制・制度改革を強力に推  
進する。さらに、平成23年度にお  
いては、新成長戦略に関わる規制・  
制度を中心に、潜在的な需要を抑  
えているルールを変更することを  
含め、さらなる課題に取り組む。

## (\*) 「3 段構え」の対応について

経済対策の実施においては、短期的な観点から細切れるな対応を行うことは厳に避けなければならない。このため、当面の対応に限らず、平成 23 年度までの「時間軸」を考慮した「3 段構え」の対応を念頭に置き、経済・雇用動向に即した措置に万全を期す。

### 「時間軸」を考慮した「3 段構え」の対応

#### ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応

- ◇円高等の景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応
  - ・景気下振れリスクへの対応と、「新成長戦略」の前倒しの2つの視点
  - ・「雇用」「投資」「消費」「地域の防災対策」「規制・制度改革」の5つの柱
  - ・経済危機対応・地域活性化予備費（残額 9,182 億円）の活用

#### ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的対応

- ◇今後の景気・雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応
  - ・必要に応じて、国庫債務負担行為（1兆円）の活用を含め、補正予算の編成等、機動的・弾力的に対応する。
- ◇新成長戦略の推進・加速

#### ステップ3 平成 23 年度の対応—新成長戦略の本格実施

- ◇平成 23 年度予算において、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行い、新成長戦略を本格実施

### 本対策（緊急的な対応）の規模

	国費 (億円)	事業費 (兆円)
<b>1. 「雇用」の基盤づくり</b>	<b>1,750 程度</b>	<b>1.1 程度</b>
(1) 新卒者雇用に関する緊急対策	250 程度	
(2) 雇用創造・人材育成の支援 (うち重点分野雇用創造事業の拡充)	1,150 程度 1,000 程度	
(3) 中小企業に対する金融支援	300 程度	
<b>2. 「投資」の基盤づくり</b>	<b>1,200 程度</b>	<b>0.3 程度</b>
(1) 低炭素型雇用創出産業立地支援の推進	1,100 程度	
(2) 中小企業等の高付加価値化、販路開拓等の緊急支援	100 程度	
(3) 新たな PPP・PFI 事業の案件形成支援	—	
<b>3. 「消費」の基盤づくり</b>	<b>4,500 程度</b>	<b>8.1 程度</b>
(1) 家電エコポイント制度の延長	850 程度	
(2) 住宅エコポイント制度の延長	1,400 程度	
(3) 優良住宅取得支援制度（フラット35S）の大幅な金利引下げの延長	2,200 程度	
<b>4. 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域防災対策」</b>	<b>1,650 程度</b>	<b>0.3 程度</b>
(1) 病院等の耐震化等対策	550 程度	
(2) ゲリラ豪雨対策等緊急防災対策	1,100 程度	
<b>5. 日本を元気にする規制改革 100</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>合 計</b>	<b>9,150 程度</b>	<b>9.8 程度</b>

※国費は経済危機対応・地域活性化予備費を活用

◎「新成長戦略実現に向けた3 段構えの経済対策 ～円高、デフレへの緊急対応～」の“基本的な考え方”以降の詳細は、経済産業省 HP を参照。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/100910strategy.html>

# 「ロジカルシンキングの目録」

## ロジカルシンキング考

### 「社内のコミュニケーションを良くするために」

#### はじめに

先日ある講習会でトップの方から、最近の若者はなんでもかんでも「どうでしょう」と聞いてくる。こんな場合は、「君はどう考えるんだ」と言って追返す、という話をお聞きしました。自分で考えない、言ったことが伝わらない、何を言っているのかわからない・・・等、社内でのコミュニケーションでお困りではないだろうか。

日本のビジネスでは、従来から阿吽の呼吸とか、一を言えば十を知るなど、暗黙の了解の上にコミュニケーションが成立することが多かった。しかし、最近のグローバルゼーションなど経営環境の変化のなかで、このやり方は、通じなくなってきたようである。同じ企業や組織に働く人々が、同じ論理や思考方法で通じ合えれば、トップの意向が下まで通じやすいし、自

律した社員によって仕事ができるようになり、生産性は大きく向上できると思う。

#### ロジカルシンキングとは

ロジカルシンキングとは、文字通り「論理的な考え方」を言うのだが、その目的はコミュニケーションを円滑に行うことにある。仕事はいろいろな人とのコミュニケーションによって成り立っている。お客様、上司、部下、関連部門、購入先等等、これらの人とのコミュニケーションがうまく行くか否かで仕事の成否は大きく変わってくる。

コミュニケーションは話したり、書いたりすることによって行なわれるが、その基本となる思考法がロジカルシンキングである。ロジカルシンキングは米国のコンサルティング会社、マッキンゼーが開発し、現在、米国ではMBAの学習科目となっているそうである。

#### コミュニケーション

##### ギャップ

ビジネスコミュニケーションの目的は、自分の伝えたいことが、受け手に受け入れられ、相手が自分のやって欲しい行動をとってくれることにある。例えば、社長が社員に指示したことを、自分が思っている内容や方法で実行してくれる、また企画マンが自分の企画した施策を皆が納得し、実行してくれるなど。ビジネス社会においてはコミュニケーションをうまく行うことが重要である。

ロジカルシンキングでは、伝え手の内容が伝わらない原因を以下の三つとしている。

ひとつは、話に「重複や漏れ」が生じていること、二つ目が「ずれ」があること、3つめが話の「飛び」があることである。

「重複や漏れ」は、例えば、問題点を議論している時に、原因は三

つある、と言いながら、この三つが基本的に同じことを言葉を変えて言っているだけだったり、またある提案について提案理由を説明しているときに、誰でも気がつく大きなポイントが抜けていたりすることをいう。「ずれ」とは話の中に、種類やレベルの違うものが混じっているため、話が判りにくくなってしまうことを言う。例えば、「新規事業への進出」を議題にしている時に、「既存事業の新商品の販売促進を強化すべし」のような話が混じりこんでくることは良くある話ではないだろうか。

また、「飛び」とは、風が吹けば桶屋が儲かる、というように伝え手にはつながっている論理でも、聞き手には話が飛びすぎて理解できない場合である。

このような場合、相互のコミュニケーションを阻害する要因となる。

## MECE

ロジカルシンキングにおいて、重複、漏れ、ずれを無くするための技法がMECEである。MECE(ミツシーと言う。Mutually Exclusive and Collectively Exhaustive。相互に重なりが無く、漏れが無い)とは「ある事柄を重なり無く、しかも漏れない部分の集合として捉えること」を言う。

MECEには二つのタイプがある。例えば、年齢や性別、地域のように完全に要素分解できるタイプと、これで分類すれば大きな重複や漏れがない、という約束事になっているMECEの二つである。後者は一般にフレームワークといわれている。フレームワークは経営学などによって考え出されたものが多いが、例えばご存知の3C/4C(顧客・市場(Customer)、競合(Competitor)、自社(Company)、チャネル(Channel))は事業や企業の現状を把握する時に使われる非常に便利なMECEである。いろいろなフレームワークを知識として学んでおくと、活用の方が広がる。

## So What? Why So? (以下SW?WS?)

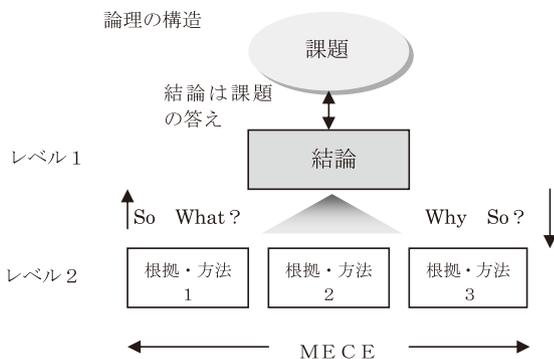
MECEが「重複、漏れ、ずれ」を無くす技法であるのに対し、SW?WS?は「結局どうなのかを」を抽出する技法である。SW?WS?を適切に行うことにより、話の「飛び」を防止することができる。いろいろな情報がある場合、それをMECEに、重複や漏れがなく整理が出来たとして、さて、そこから何が言えるのかを要約する作業をSW?WS?という。また、要約されたものについて、要約される前の情報に照らして、なぜそういうことがいえるのかを確認することをWS?WS?と言う。

SW?WS?には二つ種類がある。ひとつは観察のSW?WS?もうひとつは洞察のSW?WS?である。観察のSW?WS?は文字通り、収集した情報から何が言えるのかを要約する作業である。一方、洞察のSW?WS?は収集した情報や観察のSW?WS?から、一定のルールや法則性を導き出したり、これを見て自社としてどうすべきかを考えたりするものである。

SW?WS?は文章や図表を眺めて、結局何が言えるのかを要約することなので、MECEと違い、改まった技法や手法があるわけではない。SW?WS?は経験を通して習得し、上達できる。一方で、幅広い知識が必要なことはいうまでもない。

## 論理の組み立て

ロジカルシンキングではMECEやSW?WS?を駆使して、論理を組み立てる。論理は基本的に左の図のように、階層構造になるが、以下の3つの要件を満たす必要がある。



1. 結論が課題(テーマ)の「答え」になっている。
2. 縦方向に結論を頂点として、その下位にある根拠や方法とがSW?WS?の関係が成り立つ。
3. 横方向に同じ階層の複数の要素がMECEの関係にある。

論理構造は課題によって、いくつかのパターンが考えられているが、今回は紙面の関係で省略する。

## 最後に

冒頭に述べたようにロジカルシンキングはビジネスコミュニケーションのツールとして活用できる。社内のコミュニケーションを良くするための手法として、是非、一度ロジカルシンキングにチャレンジしてみてください。どうだろうか。

(中小企業診断士 安藤 孝)

参考資料 ロジカルシンキング  
論理的な思考と構成のスキル  
(照屋華子、岡田恵子 東洋経済  
新報社)

## 組合Q&A

### 【事業】

#### 組合事業の範囲について

Q11 次のような行為は、組合の行為として行うことができるか。

(例1) 林道の除雪作業を組合事業として実施している林業の組合が、村からの依頼で道路の除雪作業を実施

(例2) 商店街組合が構築している商店情報ネットワークを、当該地域在住老人等の緊急・救急通報システムとして活用

〔A1〕労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、組合が一つの社会的存在として当然行い得る行為であると解され、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として組合事業の範囲内であると考えられる。

1. 組合員の事業と何らかの関連性を有する場合

① 従来、自動車部品の共同仕入を行っていた自動車整備業の組合が、新規に販売のための車両の共同仕入を実施する。

② 従来、寝具乾燥の共同受注を行っ

ていた寝具衛生加工業の組合が、新規に入浴サービスを実施する。

③ 採石業の組合が、採石によりできる池を利用して養殖を実施する。

④ 従来、呉服の共同仕入を行っていた呉服小売業の組合が、新規に毛皮、コート及び宝石の共同仕入を実施する。

⑤ 従来、文具の共同仕入を行っていた文具小売業の組合が、新規に名刺の共同印刷を実施する。

⑥ 理容業の組合が、美容業で行うデザインパーマや新サービスの提供をめざしてアンテナショップを設置する。

2. 社会的存在である法人として当然行い得る行為

① 林業及び木製品製造業の組合が、村から道路の除雪事業を受託する。② 商店街組合が、町からゴミ収集車3両を無償で賃借し、町内のゴミ収集及び焼却場までの運搬業務を受託する。

③ 地域異業種組合が、市から公園の清掃管理及び自販機の設置・管理を受託する。

④ 組合が地域おこしのための祭事等を実施する。

また、以下の事例については、組合事業の範囲を逸脱するおそれ

があると考えられる。

① 製造業の組合が、新たに土地を購入して駐車場を設営する。

② 製造業の組合が、組合事業の停滞を打破するため、観光ホテル等レジャー施設を設営する。

③ 商店街組合が、自己の地域と無関係の遠方のゴミ収集事業を実施する。

④ 卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

### 【組合員（加入・加入金）

#### 加入金の性格と定款記載について

Q211 当組合の定款には、脱退者の持分の払戻しについては、「組合員の本組合に対する出資額を限度とする」旨の規定をしている。定款参考例によれば、このように規定している組合では加入者からの加入金を徴収する旨の規定は削除することとされている。加入金は定款の定めがなければ徴収できないということであるので、このことにより、当組合では、加入金は徴収できないと考えられる。

加入の際の事務手数料的なものを徴収することはできないのか。この場合、定款に「加入金」ではなく、「加入事務手数料」を徴収する旨

の規定を置くことはできるか。

〔A2〕中協法では、組合が定款で定めた場合には加入金を徴収することを認めている（第15条、第33条）が、この加入金の意味については、特に規定していない。しかし、その趣旨から広義に解釈すれば、持分調整金と加入事務手数料を意味するものと考えられる。

持分調整金とは、持分の算定方法について、改算式算定方法（組合の正味財産の価格を出資総口数で除して、出資1口当たりの持分額を算定する方法。したがって組合員の持分は均一となる）を採用している場合において、組合財産の増加によって出資1口当たりの持分額が出資1口金額を超えている場合に、その超過した部分に当たる差額を新規加入者より徴収し、新規加入者と既存組合員との持分についての公平を保とうとするものである。

このように、持分調整金は、改算式の持分算定方法を採用する組合において徴収することになるが、たとえ改算式を採用している組合でも、貴組合のように、定款の規定により脱退者の持分の払戻しが「出資額を限度」として行われ

# ■ 組合Q & A

る組合にあつては、常に払戻額が出資額を上回ることなく、新旧組合員の持分の調整を行う必要が生じないので、持分調整金としての加入金をとることはできないとされている。定款参考例でいう「加入金」は、この持分調整金を意味している」と解されるので、このよ

うな組合にあつては加入金の項を削除するよう指導されている。次に、加入事務手数料については、これは組合に加入する際に要する事務的費用、例えば出資証券や組合員証の発行費用などであるが、これを加入者に負担させるために徴収するものをいう。この加入事務手数料は、広く加入金の一種と考えられるが、これはあくまで実費の範囲を超えないものであり、その性質上それほど多額なものとなり得ないものである。このような実質的なものの徴収は、加入金の規定によらなくても組合として徴収し得るものである。

しかし、このことは、加入事務手数料を徴収できる旨の定款記載を禁じるものでなく、例えば徴収の根拠を明らかにしておく等の必要がある場合には、この旨を掲載しても差し支えないと考えられる。

(注) 持分の算定方法には、前記の改算式算定方法のほかに、加算式算定方法がある。

## 【組合員(持分) 持分の算定方法について】

Q3 定款参考例の加算式持分算定方法と改算式持分算定方法との違いについてご教示願いたい。

〔A3〕 持分の算定方法は、法に何らかの規定がないので、定款で自由に定めてよいわけであるが、一般にその方法として改算式(又は均等式)算定方法と加算式(又は差等式)算定方法がある。

改算式算定方法は、組合の正味財産(時価)の価格を出資総口数で除することにより出資1口当たりの持分額を算定し、それに各組合員それぞれの出資口数を乗じて各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、出資1口当たりの持分額が均等となるので、計算、事務処理が簡便であるが、原始加入者及び増口分の出資の払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要が生じる。

加算式算定方法は、各組合員について、事業年度ごとに、組合正味

財産(時価)に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、各組合員の出資口数、事業の利用分量(企業組合にあつては従事分量)を標準として算定加算(損失が生じた場合はそのてん補額を控除)することによって、各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、各組合員の持分は、加入の時期、組合事業の利用分量等により不均一となるので、計算・事務処理が煩雑となるが、持分調整の問題を生じないし、また、組合員の組合に対する権利義務の表示について忠実であると言える。

このように、この2つの方法にはそれぞれ特徴があり、組合の実情に応じて適宜選択する必要がある。

## 【組合員(加入・加入金) 個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて】

Q4 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続が完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらおうとにも、組合員名簿を変更しようと考えている。この処理方法でよいか。

〔A4〕 組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社をに代わることは、個人企業の脱退(事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法定脱退(中協法第19条第1項第1号))と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。

したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続をとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、この申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込みを行うこととなる。

しかし、個人企業と法人である株式会社とが、実体的にみて併存するようであるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込みは必要としない。

◎詳細は本会設立相談室まで  
Tel 043・306・3285

営業効率の改善による売上拡大やサービス品質の向上、スピード経営の推進やコスト削減、経営情報の共有による社員のやる気向上など、中小企業には経営課題があります。それらの多くはIT活用によるスピーディな事務処理やデータベース化、情報共有で解決に導くことが可能です。J-SaaS ならいつでも、どこからでもソフトウェアの利用が可能で、セキュリティ対策も万全、従来抱えていた IT 活用の不安も解消します。

## ■ 「選べる」オンライン型の各種業務ソフトウェア提供サービスです。

J-SaaS 導入のメリットは、まず専用のソフトウェアを新たに購入しなくても、最新サービスを必要に応じて選択し、簡単に利用できること。高度な IT スキルが不要で、アプリケーションのバージョンアップに関する作業が削減できます。税務申告などの公的申請も一連の作業で処理が可能となり、各種業務体系を IT 化することで、生産性がアップします。

### ★簡単に利用できます

⇒PCとインターネット環境があれば利用できます。

### ★少ない初期投資

⇒専用のソフトウェアの購入が不要で初期費用が軽減。

### ★ITスキルは不要

⇒高度な IT スキルは必要ありません。

### ★安心/安全な環境

⇒データ管理について安心/安全な環境を提供。

### ★充実した導入サポート

⇒導入するための充実したサポート体制を用意。

※サービスによってご利用いただけない機能・環境もありますので、事前に各サービスの詳細をご確認下さい。

## ■ 会計事務、顧客管理などのサービスがワンストップで利用できる画期的なサービスです。

J-SaaS は画面上に財務会計、顧客管理などカテゴリーごとのサービスを一覧表示、利用者はそこから必要なサービスを選び、試すことができます。ご利用した期間に応じて料金がかかります。操作性や料金体系などを検討し、自社業務に最適なサービスを選べます。



## ■ 最新のウイルス検知ソフトやファイアーウォールで、セキュリティ対策も万全。

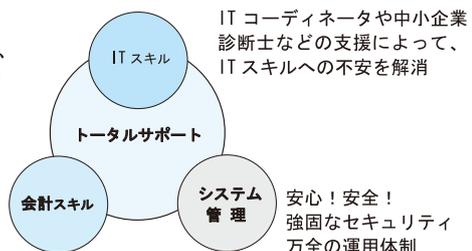
国の提供するインフラでは、サーバ上にウイルス検知ソフトウェアを常駐させ、定期的に最新のウイルスパターンにアップデートすることで攻撃を防ぎます。また、システムはサービスを提供する公開層と利用者のデータを保存する業務層を分離し、業務層をインターネットから隠すことで大切な経営データを保護します。インターネットとサーバの間にはファイアーウォールを設置し、外部からの不正な攻撃を厳重に防いでいます。

## ■ 税理士、ITコーディネータや中小企業診断士など、プロの支援が受けられます。

J-SaaS 利用にあたって高度な IT スキルは不要ですが、より戦略的に IT を活用するには IT コーディネータや中小企業診断士などの活用もご検討ください。

また、会計関連業務を税理士など行われる方は、顧問税理士とも十分に相談しながら作業を行うことができます。

税理士などの支援によって会計スキルに対する不安を解消



◎詳細は、J-SaaS 情報提供サイト (<http://www.j-saas.jp/>) をご覧ください。

## 経営力をアップする 簡単ラクラク IT サービスのご案内

🔍 中小企業経営者のみなさま、こんな悩みはお持ちではありませんか？



このように中小企業の経営者は多くの悩みを抱えています。中身はそれぞれ業種によって異なりますが、ITサービスの活用によって、そうした経営者の悩みを解決できる可能性が高まります。J-SaaSは、顧客管理、財務会計などさまざまな業務サービスを搭載、インターネット上で用途に応じてサービスを選んで利用することができ、業務効率化や売上への貢献が期待できます。経営者の抱える課題を解決し、IT活用の不安も解消できる強力な味方、それがJ-SaaS（ジェイ・サース）です。

🔍 J-SaaSとは、中小企業が元気になるための経済産業省が進める施策です。

SaaS（Software as a Service）とは、インターネット経由で各種ソフトウェアを利用し、会計処理などが行えるサービスのこと。経済産業省では中小企業のIT活用促進により、経営力・生産性向上をめざすため、インフラを整備し、サービス提供の環境づくりを行ってきました。

J-SaaSは、主に中小企業を対象に、財務会計などバックオフィス業務から電子申告までを一貫して行える、便利なワンストップサービス（SaaS活用型サービス）です。2009年3月末にサービスの提供を開始し、経理や販売管理などさまざまなサービスにより、経営者の悩みを解決すると同時に、これまでITを活用するために中小企業が抱えていた課題も併せて解消します。「ビジネスチャンスを拡大し、売上向上を図る」「定型的な業務を効率化し、コスト削減をめざす」「社員間での情報共有で風通しをよくする」など、J-SaaSは、より多くのサービスを提供することで、これからの中小企業経営に貢献します。

### ■ 「経営の効率化」「IT活用の不安」どちらもJ-SaaSが解決します。



【時間】 ⇒ 仕事の効率が上がる。24時間使える。

【サポート】 ⇒ アプリケーションごとに対応窓口設置。（税務に関しては税理士が相談に応じます）

【投資】 ⇒ 買うから借りる時代。初期投資費用を抑制。

【サービス】 ⇒ 会計、経営分析などJ-SaaS上で多彩なサービスが利用可能。

【場所】 ⇒ どこからでも使える。インターネットがあれば仕事ができる。

【投資】 ⇒ セキュリティ対策万全。システム管理の心配不要。

## 千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成22年10月24日から  
時間額 744 円  
(従来は728円)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- ・「千葉県最低賃金」の他に業種により定められている「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。

※最低賃金についての詳しいことは、  
千葉労働局労働基準部賃金室（TEL:043-221-2328）か最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

※今年度のキャッチフレーズは  
「必ずチェック最低賃金！使用者も 労働者も」です。

### ■ お気軽にご利用下さい。

24時間テレフォンサービス TEL:043-221-4700

千葉労働局ホームページ

<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

## 平成 23 年 中小企業団体千葉県新春交流会

この度、本会では平成 23 年の新春を迎えるにあたり、中小企業団体千葉県新春交流会を下記のとおり開催する運びとなりました。

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆様に多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

1. 開催日時 平成 23 年 1 月 7 日 (金) 14 時 30 分～17 時 15 分

2. 開催場所 ホテルグリーンタワー千葉 3F 「シンフォニア」  
千葉市中央区問屋町 1-45 TEL：043-302-1122

3. 内 容

時 間	内 容	備 考
14：30～ 15：30	<b>第 1 部 [表彰式]</b> ・主催者挨拶 ・来賓祝辞 ・表彰式 優良組合 優良組合青年部 組合功労者 組合事務局優良専従役職員	3F シンフォニア
15：45～ 17：15	<b>第 2 部 [賀詞交歓会]</b> ・主催者挨拶 ・来賓挨拶 ・来賓紹介 ・乾杯	3F シンフォニア

4. 参加費 お一人 5,000 円  
※1 組合 1 名様以上のご参加をお願いいたします。

5. 申込締切 平成 22 年 11 月 30 日 (火)  
※本交流会の開催案内は本誌 10 月号の発送とともにお送りしております。  
なお、同案内文のデータファイルは下記 URL からダウンロードできます。  
<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/1010/20101005.pdf>

◎お問合せ先 千葉県中小企業団体中央会 総務部  
TEL：043-306-3281 FAX：043-247-8410

情報連絡員報告を中心とした

## 県内の中小企業動向

### 9月

#### ■漬物製造 【県下全域】

漬物の趣向の変化やブームで動向にも変化が出ている。

#### ■めん類製造 【県下全域】

一般市販商品が低下傾向であり、今後、学校給食向け納入の比率が上るものと思われる。

#### ■シャツ製造 【千葉県・東京都】

残暑の關係で冬物はスタートが悪化。季節感がずれているので短期間での販売が厳しい。

#### ■製材 【県下全域】

老朽化建築物の建て替えを促進するため、容積率の緩和策の実施時期を前倒して実施する等の具体策が打ち出される様期待。

#### ■製材 【木更津】

円高により原木の輸入は有利な展開となっている。

#### ■印刷 【県下全域】

売上高は8月と比較すると稼働日数も上がり、若干プラスの模様。しかし、顧客の低価格指向もあり依然、デフレの影響が大きい。

#### ■生コン製造 【県下全域】

公共投資減少、民間投資若干上

向き、マンション等政策効果が出てきており上向き傾向。

#### ■鉄工業 【千葉】

景況感「悪化方向へ」とのムードが流れている。象徴として、エコカー補助金打ち切りによる自動車の減産が進展すること、また、对中国關係悪化による全体經濟への影響懸念が台頭していること等々から、経営者心理の下振れにつながったものと思われる。

#### ■機械部品製造 【野田】

操業度があがらず、深刻な状況。設備投資の状況になく、建設、機械加工、ライン製作關係は厳しい。

#### ■機械部品製造 【流山】

業種によってまちまち。厳しい業種もあるようだ。為替の影響が悪いほうに出ている。

#### ■採石業 【県下全域】

岩石の出荷量の減少と先行きの不透明さにより非常に厳しい状況。

#### ■土砂採取業 【県下全域】

地域的にも骨材需要が減少し組合運営に支障をきたしている。

#### ■総合卸売 【千葉県・東京都】

事務機・文具卸8月以降、受注は急激に減少。秋以降も回復の兆しが見えず、資金繰りにも影響し始めている。酒類・飲料卸も猛暑

#### ■小売 【天網白里町】

生鮮食品、特に野菜が苦戦。天候要因が大。衣料品が横ばい。飲

も峠を越え、例年並みに数量低下傾向。日用雑貨卸も量的には前年並みを確保しているが、量販店との値決めは益々厳しくなっている。

#### ■建築材料卸売 【県下全域】

土砂降りの景況。千葉は全国的に比べても落込みが厳しく、資金繰りの為少ない仕事に安値受注合戦を余儀なくされ収益悪化の一途。

#### ■自動車解体業 【県内全域】

前半までは良かったが、後半に向かつて入荷は落ちてきている(新車補助金制度終了の影響)。

#### ■小売 【柏】

気温が高く、秋物商品が売れていない。消費者の購買意欲は低く、販売価格の下落と相俟って収益状況も悪い。

#### ■電気機器小売 【県下全域】

残暑と家電エコポイントのおかげで好調。9月は例年暇だが、今年は修理工事で忙しい状況だった。

#### ■青果小売 【千葉市】

空梅雨、夏場の猛暑の為、入荷が極端に減少し相場が近年にない状況で上昇。販売数量が減り、利益が取れなくなった。

#### ■小売 【大網白里町】

生鮮食品、特に野菜が苦戦。天候要因が大。衣料品が横ばい。飲

食關係は底から抜けたか？

#### ■中古車仕入・販売 【県下全域】

卸売市場基調は活況(心理的好転が下支え、直販の期待感ふくらむ)。輸出分野もロシア向けを中心に堅調。流通在庫の増加傾向が一部では気がかりな要因。

#### ■小売 【東金】

前半は、暑さが続き秋物がまったく動きのない状況。後半は、急に寒くなったが雨が多くなり客足に影響した。食品關係は、暑さにより農作物が不良で価格が上昇した為、今一だった。飲料水關係は、運動会シーズンのため良かった。

#### ■小売 【野田】

9月に入っても、中旬まで猛暑が続く、秋物衣料の売れ行きが低迷。下旬になり、暑さが和らぎ、季節商品がやっと動き出した。

#### ■農業機械販売整備 【県下全域】

新品農機、特に秋用機械の売上急減・従業員の整理、経営體質の弱体化(赤字化)続く。

#### ■印鑑小売 【県下全域】

穏やかな回復は感じられる。個人消費の低迷と競争入札・見積り合わせによる利益率の激減が問題。

#### ■小売・サービス 【柏】

8月は暑さが良い方に作用して

夏物が良く捌けた、売上も秋物をカバーする以上出たため数字の上では良い結果となったのだが、9月は一転して正に衣料品業界は「残暑不況」と言える状態。

#### ■害虫防除 【県下全域】

異常気象の為、蜂の巣が昨年と比べて小さいようだ。料金・受注に關しても、いろいろと調べた結果受注になるケースが増えた。

#### ■一般廃棄物処理 【千葉市】

8月の景況が好転した分、前年比は増加したものの、前月比(8月比)は悪化の結果となった。

#### ■土木建築サービス 【県下全域】

悪い状況は変わらない。5年に一度実施される交通情勢調査委託が県より発注された。

#### ■ソフトウエア 【県下全域】

売上高の前月比が増加なのは、9月が前期の期末になっている会社が多く、その為、請求が増加しているためだと思われる。

#### ■貨物運送 【野田】

9月後半に入り涼しくなったのと同時に物量が減った。秋の収穫物の動きが思ったより伸びない。

#### ■輸出入業 【県下全域】

前月比は落ちたが、4〜9月までの前年比は多少アップしている。

# お知らせ

## 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催について

9月10日に「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」が閣議決定されたことを受け、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催します。全ての都道府県で、10月から順次開催中です（千葉県は、東葛テクノプラザ3F研修室・柏市柏の葉5・4・6で開催）。  
▼様々な相談に応じます。  
▼運転資金を借りたい！融資の条件変更ができないか？  
▼新商品を開発するための支援制度を教えてください！  
▼ネットを活用した販路展開をしたい！  
▼知的財産をうまく活用したい！  
▼雇用調整助成金制度について知りたい！

◎お問合せは関東経済産業局産業部中小企業課（TEL 048・600・0321）まで  
組合で「経営革新」や「事業承継」についてのセミナーを開催しませんか。

本会では、組合員企業の経営課題の解決を支援する「中小企業応援センター事業」を実施しております。組合員の「新事業展開（経営革新）や「事業承継」などをテーマとしたセミナーを無料で実施できますので、ぜひ活用ください。  
◎詳細は、本会経営支援部（TEL 043・3063282）まで

## 中小企業輸出管理支援センター （平成23年3月末まで）

輸出管理とは、何をすればいいのか？許可が必要な貨物かどうか、どうやって調べたらよいか？輸出入取引をするときに何を審査すればよいか？…こんなことで困りではありませんか？

外国為替及び外国貿易法（外為法）の規制対象である機微な貨物の輸出、技術提供は、経済産業大臣の許可が必要です。平成21年の外為法改正で、「輸出者等遵守基準」が導入され、中小企業も含めて、安全保障輸出管理が求められることとなっております。

中小企業輸出管理支援センターでは、電話や来訪相談のほか、組合等の会合に専門家のアドバイザーが出向く形での相談方法についても無料で対応しております。

◎お問合せは中小企業輸出管理センター（TEL 03・3593・1158）又は全国中央会政策推進部まで

## 新卒者体験雇用奨励金が 拡充されています

平成22年6月7日施行の助成金です（※平成22年度限りの時限措置）。就職先が未決定の新規学卒者を体験雇用（1か月～最長3か月）として受け入れる事業主の方に支給されます。

▼対象者①平成21年10月～平成22年9月末迄に卒業した者②ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者▼体験雇用の流れ①ハローワークに体験雇用求人登録②1か月～最長3か月の有期雇用契約を結ぶ③体験雇用開始の日から2週間以内に「体験雇用実施計画書」をハローワークに提出④体験雇用終了日の翌日から1か月以内に申請書を提出⑤一人当たり最大16万円の奨励金が支給される。  
◎詳細は千葉労働局又は最寄りのハローワークにお問合せ下さい。

## 採用活動イベント「仕事探しカフェ」のご案内（シヨブカフェちば）

会社説明会でも面接会でもな

い、採用に積極的な企業と若年求職者がぎくばらんにふれ合えるユニークなマッチングイベントを開催しています。自然な雰囲気の中で、就職意欲の高い若年求職者との出会いのチャンスや、若年求職者に対し自社のアピールを直接することで、応募促進効果が望めます。

▼開催日：平成22年11月17日（水）、平成23年2月2日（水）  
◎詳細は、シヨブカフェちば（TEL 047・46005500）まで

## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

最近においては、職場におけるストレスの増大、自殺者数や労災認定件数の高止まりなど心の健康確保へのニーズが拡大しています。このため、厚生労働省は、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の事業を（財）産業医学振興財団に委託し、昨年10月から開設・運営しています。サイトの趣旨は以下のとおりです。

▼労働者やその家族、事業者、産業医・衛生管理者等の産業保健スタッフに対し、「どこに相談したらよいか」、「どのように取り組めばよいか」、「どのような支援があるのか」などのニーズに対応する情報をインターネットを通じて提供。当サイトに登載する情報については、職場のメンタルヘルス対策（自殺対策を含む）・過労死予防対策に関して広く提供されている最新の情報を一元化するとともに、これらの基礎知識、事例紹介等の新たなコンテンツを制作し、閲覧者の視点に立って「探しやすい」「見やすい」「理解しやすい」形を提供している。

◎お問合せは（財）産業医学振興財団 総務部 総務課（TEL 03・3584・5421）まで

## 日弁連「ひまわりほっとダイヤル」受付中

日弁連中小企業法律支援センターは、全国各地の中小企業から相談を受け付け、その地域の弁護士を紹介するコールセンター（愛称「ひまわりほっとダイヤル」）を設置しています。初回面談30分無料相談キャンペーンを、好評につき平成23年3月31日まで半年間延長します。ぜひ活用ください。

◎全国共通電話番号（TEL 0570・001・240）※営業時間は平日10時から12時、13時から16時まで。